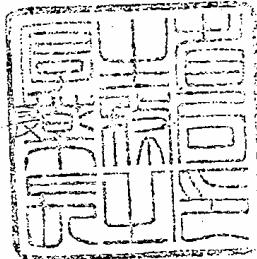


薬発第946号
昭和49年10月16日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局



医薬品再評価に関し、資料提出を必要とする有効成分等の範囲について — その
ノ3（通知）

医薬品再評価の実施については、昭和48年12月16日付薬発第1142号をもって通知したところであるが、同通知に基づき下記に該当する品目について、その資料を昭和50年1月31日までに提出するよう貴管下関係業者に周知徹底方よろしくお願ひする。

記

単味剤である医療用医薬品であつて、別記の有効成分を含有するもの。ただし、消化器官能剤、ホルモン剤及び副腎皮質ホルモン剤については外用剤を除き、外皮用剤については皮膚科領域の外用剤に限る。

ノ、消化器官用剤

次に掲げるもの、またはその塩類

(1) ピペサネート

(2) アルジオキサ(ジヒドロキシアルミニウムアラントイ
ネート)

グルタミン

クロルベンゾキサミン

銅クロロフイリン

メチルメチオニンスルホニウム

ウロガストロン

ベルゲニン

幼牛血液抽出物質

(3) アミノ酢酸

ヒスチジン

ヒドロキシアルミニウムアミノアセテート

ポリアミンメチレン樹脂

炭酸ナトリウム

炭酸水素ナトリウム

酸化マグネシウム

過酸化マグネシウム

水酸化マグネシウム

炭酸マグネシウム

リン酸アンモニウム・マグネシウム

ケイ酸マグネシウム

ケイ酸アルミニン酸マグネシウム(メタケイ酸アルミニ
酸マグネシウムを含む)

ケイ酸アルミニン酸マグネシウム・ビスマス

ケイ酸アルミニウム

水酸化アルミニウム・ゲル

沈降炭酸カルシウム

水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共沈物

水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム・炭酸カルシ
ウム共沈物

水酸化マグネシウム・硫酸アルミニウムカリウム共沈
物(水酸化アルミナ・マグネシウム)

上記有効成分を含有する医薬品であって、他の薬効を標榜
するものを含む。

2. 外皮用剤

次に掲げるもの、またはその塩類

(1) アミノ安息香酸エチル

イブシロンアミノカプロン酸

カルバゾクロム

ジメチルイソプロピルアズレン

デキストラン硫酸

ネオシアンコールノズ

ヘパリン

(2) セイヨウトチノキエキス

ペクチンの酸化的硫酸化分解物のカルシウム複合体。

動物臓器抽出充血促進物質

(3) これまで明示された麻酔剤であって皮膚科領域の薬効
を標榜する外用剤

3. ホルモン剤

次に掲げるもの、またはその塩類

(1) コルチコドロビン

甲状腺刺激ホルモン

血清性性腺刺激ホルモン

胎盤性性腺刺激ホルモン

プロラクチン

その他の脳下垂体前葉ホルモン

(2) オキシトシン

ケエン酸オキシトシン

バソプレシン

タンニン酸バソプレシン

その他の脳下垂体後葉ホルモン

(3) 喙液腺ホルモン

(4) 乾燥甲状腺

ヨードチロジン

リオチロニン

レボチロキシン(ルーチロキシン)

(5) プロピルレチオウラシル

メチルレチオウラシル

メチマゾール

(6) パラチロイド

(7) その他

ホルモン剤の有効成分として用いられている成分(副)

(8)

腎ホルモン、胰臓ホルモン、循環ホルモンを除く)であ
って、これまで明示された以外のもの

4、副腎皮質ホルモン剤

次に掲げるものの、またはその塩類

(1) コルチゾン

酢酸コルチゾン

ヒドロコルチゾン

酢酸ヒドロコルチゾン

ヒドロコルチゾンコハク酸ナトリウム

(2) プレドニゾロン

酢酸プレドニゾロン

コハク酸プレドニゾロン

ブチル酢酸プレドニゾロン

磷酸ナトリウムプレドニゾロン

メチルプレドニゾロン

酢酸メチルプレドニゾロン

(3) プレドニゾ~~ン~~ン

(4) トリアムシノロン

トリアムシノロンアセトニド

トリアムシノロンジアセテート

(5) デキサメタゾン

酢酸デキサメタゾン

デキサメタゾン磷酸ナトリウム

デキサメタゾン硫酸ナトリウム

デキサメタゾンメタスルレフオベンゾエートナトリウム

(6) 酢酸パラメタゾン

(7) ベタメタゾン

酢酸ベタメタゾン

ベタメタゾン磷酸ナトリウム

(8) 酢酸デスオキシコルトン

副腎皮質抽出エキス

(9) その他

副腎皮質ホルモン剤の有効成分として用いられている
成分であって、前記以外のもの。